平成２２年（フ）第８４０号
横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ709号
債務者　松井　英明
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　京介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６０号
横浜市旭区今宿東町880番地の１
債務者　甲斐　善教
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１号
福井県坂井市丸岡町霞ヶ丘４丁目９番地１　県住２―201号室
債務者　高島　由江
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　賢正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
岐阜市北島９丁目６番５号
債務者　熊田千津子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
岐阜市北島９丁目６番５号
債務者　熊田　治男
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９号
和歌山市福島658番地の２　秋月マンション20号
債務者　山本　俊次
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４３号
岩手県一関市竹山町６番22号
債務者　谷木　亮
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４５号
宮城県石巻市湊字立石77番地３
債務者　阿部智恵子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
愛知県あま市篠田字生**脇**田39番地の８
債務者　北村　大仁
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４７号
名古屋市西区天塚町２丁目38番地の２　中日本タクシー株式会社寮21号
債務者　世古　晴生
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６７号
名古屋市南区豊田３丁目２番７号　マツダ運輸寮
債務者　足立　和也
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０７号
愛知県知多郡武豊町字平井５丁目113番地１　Ｍａｓｔ　Ｔｏｗｎ平井Ｄ棟101号
債務者　中井まゆみ（旧姓藤崎）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７５号
名古屋市北区西味鋺２丁目216番地　レオパレス西味鋺106号
債務者　国吉こと　國吉　逸郎
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１３６５号
仙台市青葉区本町２丁目９番８号
破産者　新共生株式会社
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１０６１号
千葉市稲毛区黒砂３丁目７番８号
破産者　株式会社ウィット
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１０６２号
千葉市美浜区磯辺３丁目29番14号
破産者　川口　秀明
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６１号
東京都青梅市師岡町３丁目10番地の２キャッスル河辺Ⅱ306号
破産者　伊藤　守
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１９年（フ）第２７５７号
横浜市港北区綱島西２丁目11番20号　ニックハイム綱島第10―１階
破産者　株式会社アルファシステムズ
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部